

新	旧	備考
店頭デリバティブ取引の手続きについて (13) 電磁的方法による書面の交付 電磁的方法による書面の交付とは、当社からお客さまに交付することが義務付けられている各種書面について、紙等の書面に代えて、電磁的方法により交付することをいいます。 当社からお客さまへの各種書面の交付は、原則として電磁的方法により行います。お客さまは、取引口座の開設に際し、当社からの各種書面の交付を電磁的方法により受けることについて、あらかじめご承諾いただくものとします。 ただし、お客さまが紙等の書面による交付を必要とする場合には、お客さまから当社所定の方法により請求いただくことにより、当社は当該書面を郵送その他の方法により交付します。この場合、当社所定の必要経費(約款第13条第1項に定める取引手数料等)を申し受けることがあります。 なお、法令その他の規定により書面による交付が必要となる場合、または当社が必要と認める場合には、当社は紙等の書面により交付することがあります。 ※「取引報告書兼取引残高報告書兼証拠金受領通知書」は、取引が行われた都度または入出金等による預り金の増減があった都度、交付いたします。 ※電磁的方法による各種書面は、お客さまが当社の取引システムにログインした後の所定のページにおいてご確認いただけます。 ※お客さまは、当社から電磁的方法により交付された各種書面について、紙等の書面による交付を請求することができます。 ※当社から交付する通知書、報告書その他の書面の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容に相違または疑義がある場合には、速やかに当社カスタマーサポートの責任者へ直接ご照会ください。	店頭デリバティブ取引の手続きについて (13)電磁的方法による書面の交付 電磁的交付とは当社からお客さまに交付することが義務付けられている各種書面を、紙等の書面に 代えて電磁的な方法にて交付することです。 当社からの各種書面の交付を電磁的方法により受け取ることをご承諾いただく場合は、取引口座開 設時に電磁的方法による旨のご承諾をして下さい。 ただし、お客さまから紙等の書面による交付のお申し出があった場合、郵送にて書面による交付等を 行いますが、必要経費(約款第13条1項の取引手数料等)を申し受けます。 ※「取引報告書兼取引残高報告書兼証拠金受領通知書」は、取引が行われた都度または入出金等 による預り金の増減があった都度、交付いたします。 ※電磁的交付は、お客さまが当社の取引システムへログインした後の頁でご確認いただけます。 ※お客さまの請求により書面の交付による情報の提供も可能です。 ※当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社カスタマーサポートの責任者へ直接ご照会ください。	書面交付原則から電磁的交付原則への変更 なお、取引説明書はFEAT 3.0 用および俺のMT4用ともに同様の改訂である。